

第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果及び 循環経済工程表（案）に対する意見の募集の結果について

■概要

第四次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果及び循環経済工程表（案）に対する意見募集の結果について

（1）意見募集期間

令和4年7月1日（金）から令和4年7月30日（土）まで

（2）告知方法

電子政府の総合窓口（e-gov）、環境省ホームページ及び記者発表

（3）ご意見提出方法

郵送又は電子メール

■意見募集の結果

- 意見提出者数 : 6個人・団体
- 意見数 : 19件

■ご意見の内容とそれに対する考え方（案）

別紙のとおり

意見 NO.	項目名等	御意見該 当ページ	御意見概要	御意見に対する考え方
1	III-1.指標からみる進捗状況 1.ライフサイクル全体の徹底的な資源循環 (1)背景と基本的な方向性	P11	「図III-1 第四次循環基本計画で設定する将来像・国の取組と指標（概要）」における、プラスチックの将来像の一つとして「用途に応じてバイオマスプラスチックや生分解性プラスチックが使用されている」に賛同するが、具体的な用途、例えば生分解性マルチフィルムなどが例示されるとよい。	御意見を踏まえ、「用途に応じて」の前に第四次循環型社会形成推進基本計画の記述を引用し、「農業用シートや食品廃棄物の収集袋など分解が望ましい」と例示を追記する形で修正しました。なお、同計画策定以後に定められた「バイオプラスチック導入口ードマップ」（令和3年1月策定）では、プラスチック製品領域毎の導入に適したバイオプラスチックについて留意点を含め整理を行っています。
2	III-1.指標からみる進捗状況 1.ライフサイクル全体の徹底的な資源循環 (2)進捗状況 (A)プラスチック	P12	「バイオマスプラスチック国内出荷量は目標達成が難しい状況であり、近年のプラスチックに係る政策動向と合わせて促進を図る必要がある」に賛同する。 原燃料のバイオ化に伴う価格の高騰は市場展開の阻害要因の一つであり、現行品との価格差を埋めるインセンティブや消費者が環境配慮型製品を評価し、積極的に購入するような制度に期待する。	P49「2.素材毎の方向性」のうち「①プラスチック・廃油」に「バイオプラスチックの価値創出と付加価値を見える化するための認証や表示の仕組みを整え、公的機関の調査においてグリーン購入法における基準を示す等の市場ルールの形成に取り組む」と、また、P54「4.循環経済関連ビジネス促進の方向性」に「バイオマス化・再生材利用促進、急速に普及が進む新製品・新素材についての3R確立、環境負荷の見える化や動静脈連携による資源循環促進、地域及び社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及等に向けて必要な技術開発、トレーサビリティ確保や効率性向上の観点からのデジタル技術やロボティクス等の最新技術の徹底活用を支援していく」と今後の方針を記載しており、施策の具体化を検討してまいります。
3	III-1.指標からみる進捗状況 3.多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化 (1)背景と基本的な方向性	P19	「図III-8 第四次循環基本計画で設定する将来像・国の取組と指標（概要）」への意見 生物多様性の確保に向けた具体的な取り組み事例の記載がない。循環型社会における生物多様性確保の在り方について、目標たり得るようなもの（30 by 30など）を記載すべきではないか。	「図III-8」は現行の第四次循環型社会形成推進基本計画のうち、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」に関する国の取組と指標を概要としてまとめたものになります。循環と自然共生の統合的な取組は同計画のうち「持続可能な社会づくりとの統合的取組」に位置付けられる重要な取組であり、頂いたご意見は今後の施策を検討するに当たっての参考とさせていただきます。

意見NO.	項目名等	御意見該当ページ	御意見概要	御意見に対する考え方
4	III-1.指標からみる進捗状況 4.適正処理の更なる推進と環境再生 (1)背景と基本的な方向性	P22	「図III-9 第四次循環基本計画で設定する将来像・国の取組と指標(概要)」への意見 「廃棄物の適正処理は生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であり、今後も更に推進する必要がある」に賛同する。 現状では、廃棄物の埋立処理と焼却処理等によるコスト差が大きく、劣化更新等で発生する建屋や設備の廃材などに関しては、埋立処理を優先していることが多いと思われるので、埋立処理品の焼却処理等へのコスト負担支援等の検討を期待する。 家庭から出るごみの処理に伴う温室効果ガスの削減への取組として、処分に焼却を要しない、例えば生分解性素材への転換について記載すべき。	一定規模以上の建築物等の解体や新築工事に伴い排出される特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）については、建設リサイクル法上、分別解体及び再資源化が義務付けられております。再資源化率の実績（H30年度）としては、コンクリート塊で99.3%、アスファルト・コンクリート塊で99.5%、建設発生木材で91.7%（焼却処理等による縮減率を合わせると96.2%）となっており、現状において再資源化の取組が優先されております。 また、廃棄物資源循環分野からのGHG排出量の約半分を占めるプラスチックに関して、P49「2.素材毎の方向性」のうち「①プラスチック・廃油」において「新規投入されるプラスチックについては、バイオプラスチック導入ロードマップに基づき、持続可能性を前提にバイオマスプラスチックの普及を促進し、また、MR・循環型CRと組み合わせて、循環的に利用されるプラスチックのバイオマス割合を高めることで、焼却せざるを得ない廃プラスチックからのCO2排出量を削減する」と記載しております。
5	III-3今後の方向性 2.素材毎の方向性① プラスチック・廃油	P49	「排出された廃プラスチックについては、MR及び循環型CRで素材循環重視のリサイクルを行い、焼却・最終処分される廃プラスチックの量を大幅に削減する」との記載について、焼却には単純焼却のみならず、熱回収（サーマルリサイクル）も該当すると明確化されたい。	御意見いただいた箇所において、焼却には熱回収も含まれるのは文脈上明らかであることから、原案のとおりとさせていただきます。なお、熱回収の扱いについては、P49「2.素材毎の方向性」のうち「①プラスチック・廃油」において、「燃やさざるを得ない場合は、プラスチックや廃油の熱エネルギーを徹底的に回収し、有効活用する。」と記載しております。
6	III-3今後の方向性 2.素材毎の方向性① プラスチック・廃油	P49	「新規投入されるプラスチックについては、「バイオプラスチック導入ロードマップ」に基づき、持続可能性を前提にバイオマスプラスチックの普及を促進し、また、MR・循環型CRと組み合わせて、循環的に利用されるプラスチックのバイオマス割合を高めることで、焼却せざるを得ない廃プラスチックからのCO2排出量を削減する。」との記載について、製品の一部にバイオマスプラスチックを使用した複合素材の製品も含められるよう「バイオマスプラスチック等の普及を促進」と修正されたい。	御指摘の箇所はバイオマスプラスチックに特化した記載であり、「バイオプラスチック導入ロードマップ」において御意見の複合素材は「その他のプラスチック代替素材」として整理しており、バイオマスプラスチックと同一に扱うことは適当ではないことから、原案のとおりとさせていただきます。

意見NO.	項目名等	御意見該当ページ	御意見概要	御意見に対する考え方
7	III-3今後の方向性 2.素材毎の方向性① プラスチック・廃油	P49	「再生プラスチックやバイオプラスチックの価値創出と付加価値を見る化するための認証や表示の仕組みを整え、公的機関の調達においてグリーン購入法における基準を示す等の市場ルールの形成に取り組む。」との記載について、新製品・新素材も対象に含めるとともに、消費者に触れる最終製品への認証だけでなく、当該最終製品に使われる資源の真正性が担保されるよう、資源のトレーサビリティ担保ができる仕組み及び認証化への支援を拡充し、当該資源への付加価値を社会全体で醸成していくことに取り組む点を追記されたい。	御指摘の箇所はプラスチックに特化した記載であり、プラスチック以外の新製品や新素材に関する記述については、P54「4.循環経済関連ビジネス促進の方向性」において「ライフサイクル全体での徹底した資源循環を図るために、破碎・選別の高度化、バイオマス化・再生材利用促進、急速に普及が進む新製品・新素材についての3R確立、環境負荷の見える化や動脈連携による資源循環促進、地域及び社会全体への循環経済関連の新たなビジネスモデル普及等に向けて必要な技術開発、トレーサビリティ確保や効率性向上の観点からのデジタル技術やロボティクス等の最新技術の徹底活用を支援していく」と記載済みです。
8	III-3今後の方向性 2.素材毎の方向性② バイオマス	P50	「化石燃料由来製品から紙への適切な切り替え及び紙加工で使用される樹脂等のバイオマス化とともに、それに伴い使用される複合素材にも対応した適切な分別・回収、リサイクル高度化による焼却回避等の資源循環が求められる」との記載について、「それに伴い使用される複合素材」が素材の主材を対象としているのか、副剤（添加剤）を対象としているのか、又は加工時を対象としているのか、対象を明確化されたい。	「それらに伴い使用される複合素材」とは、紙製品の主材及び添加剤を対象としているため、原案の表現としております。
9	III-3今後の方向性 2.素材毎の方向性③ ベースメタルやレアメタル等の金属	P50	本邦非鉄金属製鍊所は循環型社会の形成に必須且つ致命的に重要な施設であり、投資額が巨額に上ることから新設が難しい。こうした視点をも踏まえた非鉄金属製鍊所に対する適切な環境規制行政を望む。安全性および効率性向上を目的として解体工程を自動化するため循環資源製品規格化の推進(例：LIB)、および非鉄金属製鍊事業を基盤としたリサイクル事業に関する研究開発及び事業化を推進するための補助事業や税制面での優遇措置の更なる拡充を望む。	御指摘の点につきましては、P51「2.素材毎の方向性」のうち「③ベースメタルやレアメタル等の金属」に「AI等を活用した廃小型家電の選別システム、リサイクル技術の高度化・効率化、リサイクル事業者等による人材の確保・育成やデジタル技術の活用による動脈連携による資源循環促進に向けた取組を支援していく」、また、P53「3.製品毎に方向性」のうち「④温暖化対策等により新たに普及した製品や素材」に「太陽光発電設備や急速に普及が進むリチウムイオン電池等の温暖化対策等により新たに普及した製品や素材について、リサイクル技術の高度化も含め3Rに関する技術開発・設備導入を促進していく」と記載しております。
10	III-3今後の方向性 2.素材毎の方向性③ ベースメタルやレアメタル等の金属	P51	「AI等を活用した廃小型家電の選別システム、リサイクル技術の高度化・効率化、リサイクル事業者等による人材の確保・育成やデジタル技術の活用による動脈連携による資源循環促進に向けた取組を支援していく。」に関して、資源循環促進の技術を持つ、異業種参入についても支援すると追記されたい。	本記述は異業種参入であるかどうかを問わず、資源循環促進に向けた取組を支援するものであるため、原案の表現としております。

意見NO.	項目名等	御意見該当ページ	御意見概要	御意見に対する考え方
11	III-3今後の方向性 2.素材毎の方向性④ 土石・建設材料	P48	P48「2.素材毎の方向性」において、近年プラ代替として社会実装の進んでいる複合素材などに関する方向性を記載されたい。	P49「2.素材毎の方向性」のうち「①プラスチック・廃油」に「プラスチック資源循環戦略やプラスチック資源循環法に基づき、廃プラスチックの発生抑制・再使用・分別回収の推進を最大限に進め」と記載しており、この記述は複合素材であるかどうかに関わらず、廃プラスチックの発生抑制・再使用・分別回収の推進に関する今後の方向性を示したものになります。
12	III-3今後の方向性 2.素材毎の方向性④ 土石・建設材料	P51	エコセメントの一つである二酸化炭素含有量増大セメントについては、日本においては硫黄による問題が深刻であり、硫黄との複合的な問題となる硫酸の発生と構造物の脆弱化が問題になる可能性があるので、使用については慎重であるべきと考える。	JIS規格で定義されているエコセメント（JIS R 5214）には、「二酸化炭素含有量増大セメント」に該当する品種はありません。なお、CO2吸収型コンクリートについては、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」（令和3年6月）において、CO2を資源として有効活用するカーボンリサイクル技術の1つと位置付けられています。
13	III-3今後の方向性 3.製品毎の方向性 ①建築物	P52	廃プラスチックについては、プラスチック資源循環促進法においても排出の抑制・再資源化等の実施が求められており、建設リサイクル法を含めた制度的対応の検討にあたっては二重規制とならないよう留意されたい。	御意見については、今後の制度的対応の検討にあたっての参考とさせていただきます。
14	III-3今後の方向性 3.製品毎の方向性 ③小電・家電	P52	「令和5年度までに年間14万トン回収するという目標に向け、社会全体での小型家電リサイクル推進の機運の醸成や、効率的・効果的な回収量増加に向けた市町村等の取組を促進していく。」に関して、オフィス等の事業所や工場で使用される小型家電のリサイクル促進を支援すると追記されたい。	一般廃棄物として排出される使用済小型家電の処理責任については市町村が有することを踏まえ、市町村等の取組と記載しております。 なお、本記述は、市町村の取組促進に限定している趣旨ではないため、原案の表現のままとさせていただきます。
15	III-3今後の方向性 3.製品毎の方向性 ④温暖化対策により新たに普及した製品や素材	P53	「温暖化対策により新たに普及した製品や素材」に、従来のプラスチック製品と比較して、プラスチック使用量の大幅な抑制とライフサイクル全体でGHG排出量を削減し、再生利用が可能な無機・有機複合素材を使用した製品については該当する理解で良いか？	「温暖化対策等により新たに普及した製品や素材」としては、主に太陽光発電設備やリチウムイオン電池を念頭においております。これ以外の製品や素材を排除するものではありませんが、技術開発や設備導入の促進の対象とするかどうかは、個別の製品や素材のリサイクル上の特性や課題にもよるため、個別の支援措置のなかで検討してまいります。
16	III-3今後の方向性 4.循環経済関連ビジネス促進の方向性	P54	「サプライチェーンの上流から下流まで、中小企業も含めたあらゆる企業において、資源循環の取組が評価され、国内外における投融資や事業機会の拡大、ひいては、地域の循環経済への移行につながるよう、必要な環境整備を行っていく。」について、資源循環の取組に関するインセンティブを与える観点から法的整備を行うと追記されたい。	資源循環の取組に関するインセンティブとしては、制度的対応のほか各種の予算措置や情報開示など様々な措置が考えられることから、原案の表現としております。

意見NO.	項目名等	御意見該当ページ	御意見概要	御意見に対する考え方
17	III-3今後の方針性 6.地域の循環システムの方向性	P55	「各地域における徹底的な資源循環や脱炭素、地域コミュニティづくり等の多様な目的を促進するため、分散型の資源回収拠点ステーションやそれに対応した施設の整備に向けた地域における運営や3R推進のための機能面の検討も含め必要な施策の検討を進める。」に関して、経済的な支援の検討も進めると追記されたい。	本記述における必要な施策は、ご意見を参考に、今後の検討を進めてまいります。
18	III-3今後の方針性 8.国際的な循環経済促進の方向性	P55	2次原料の自由貿易が阻害されると、循環型社会の形成促進を阻害するものであり、政府には各国政府との連携強化やその他機関へのそうした立場からの働きかけを望む。	P56 「8.国際的な循環経済促進の方向性」に、「G7やG20の枠組を活用するほか、アジア太平洋地域においては国際協力の基盤となるプラットフォームを構築・拡大し、日本の政策やベストプラクティスを広く発信するとともに、資源循環に関する国際的な議論をリードし、適正な国際資源循環体制の構築に向けた取組を後押ししていく」と記載しており、頂いたご意見についても、今後の施策を検討するにあたっての参考とさせていただきます。
19	その他 (表記の統一について)	P1 P23 P28 P46	<ul style="list-style-type: none"> ・1ページの6行目「位置付け」と、同21行目「位置づけ」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・28ページの9行目「とおり」と、46ページの5行目「通り」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・1ページの20行目「はじめ」と、28ページの11行目「始め」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 ・1ページの11行目「及び」と、23ページの2行目「および」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。 	御指摘いただいた点につきまして修正しました。